

工事請負契約に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第1第5号（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	株式会社原小組	1ヶ月
代表者氏名	代表取締役 原 廣太郎	
本店所在地	島田市川根町家山 293-1	

3 入札参加停止の理由

静岡県志太榛原農林事務所が発注した島田市川根町葛籠地内の令和元年度治山（緊急）コシロヲ（30 繰越）工事の現場において、令和元年 11 月 1 日、安全管理の措置の不適切により、公衆に負傷者及び損害を生じさせた。

4 停止期間の始期及び終期

令和元年 11 月 28 日から令和元年 12 月 27 日まで（1ヶ月）

（参考）静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第1第5号

措置要件	措置期間
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	1ヶ月以上6ヶ月以内